

平成29年度均等・両立推進企業表彰

女性の活躍を 推進している企業 ファミリー・フレンドリーな 企業を表彰します

応募期間

平成29年6月1日～7月31日

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)および「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を表彰しています。

平成29年度の各賞候補を募集します。「わが社こそは」と思われる企業の皆さま、ぜひご応募ください!

厚生労働大臣最優良賞

両部門に優れた企業

厚生労働大臣優良賞

「均等推進企業」部門

「ファミリー・フレンドリー企業」部門

厚生労働大臣最優良賞

過去に均等推進企業部門もしくは
ファミリー・フレンドリー企業部門の厚生労働大臣優良賞を受賞し、
受賞後にそれらの取組成果が進んでいると認められ、
かつ、下記2部門の厚生労働大臣優良賞の表彰基準を満たす企業。

厚生労働大臣優良賞

女性の能力発揮を促進するために、
他の模範ともいるべき取組を推進し、
その成果が認められる企業を表彰。

均等推進企業部門

- ポジティブ・アクションの取組内容（「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」、「職場環境・職場風土の改善」及び「働き方改革」）に関する評価項目の取組状況がおおむね5割以上であること。
- ポジティブ・アクションの取組の結果、応募年を含め過去3年間で、「採用拡大」、「職域拡大」又は「管理職登用」のうち2項目以上において「取組成果」が見られること。
- 雇用管理状況のうち、「役職者に占める女性割合」において、係長クラス及び課長クラスがともに全国（産業別）の平均以上であり、部長クラス以上にも女性がいること。併せて、その他6項目の合計点が4点以上であること。

他

厚生労働大臣優良賞

仕事と育児・介護を両立するために、
他の模範ともいるべき取組を推進し、
その成果が認められる企業を表彰。

ファミリー・フレンドリー企業部門

- 両立指標（平成29年5月改訂版）の評価結果が分野1、2及び4がおおむね30%以上、かつ分野3又は5がおおむね30%以上であること。
- 両立指標の点数が360点以上（労働者数301人以上の企業）、又は330点以上（労働者数300人以下の企業）であること。
- 直近の3年度において育児や介護を行うために利用できる制度の利用状況について「取組成果」が見られること。その他、他の企業の模範となるような両立支援のための制度や雇用管理が行われていること。

※両立指標とは…企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援策の進展度合いや不足している点を、62問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

詳しくはこちら：（両立指標に関する指針）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/shishinn290518.pdf>

表彰式・
シンポジウム

- 受賞企業に対して表彰状及び記念品を授与いたします。
- 表彰式・シンポジウムは12月頃、東京都内にて実施予定です。

応募資格

各賞共通

- 応募時点において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の義務規定違反がないこと。
- 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。
- 表彰を受けた場合、取組内容の公表が可能であること。

厚生労働大臣最優良賞

- 過去に厚生労働大臣最優良賞を受賞していないこと。

厚生労働大臣優良賞

[均等推進企業部門]

- 女性活躍推進法第8条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、届出及び公表を行っていること。
なお、一般事業主行動計画の公表は「女性の活躍推進企業データベース」
(<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)上で行っていること。
- 女性活躍推進法第16条に基づく、自社の女性の活躍に関する情報公表を「女性の活躍推進企業データベース」上で行っていること。
- 過去に均等推進企業部門の厚生労働大臣優良賞を受賞していないこと。

[ファミリー・フレンドリー企業部門]

- 過去にファミリー・フレンドリー企業部門の厚生労働大臣優良賞を受賞していないこと。

※詳細につきましては、「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の専用ページをご確認ください。

応募方法

- 所定の応募用紙をダウンロードし必要事項を記入の上(平成29年4月1日現在の状況)、事務局あてにメールまたは郵送でご応募ください。
 - 応募用紙は、「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の専用ページ
(<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/award/>)からダウンロードできます。
- ※均等推進企業部門とファミリー・フレンドリー企業部門とは応募用紙が異なりますのでご注意ください。
※厚生労働大臣最優良賞に応募の際は、両部門の応募用紙にご記入いただき、応募ください。
※応募書類は返却いたしません。応募書類に記載された内容については本表彰以外には一切利用いたしません。また、審査内容の詳細、選外となった企業名等に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできません。

応募期間

平成29年6月1日(木)～7月31日(月)(※当日消印有効)

【応募書類送付先・問合せ先】

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 「均等・両立推進企業表彰」事務局 担当:坪井・藤井
メール:environment@tokiorisk.co.jp
郵送:〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F
電話:03-5288-6582

審査の流れ



他の詳細につきましては、下記ホームページまでアクセスください。

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/award/>

均等・両立推進企業表彰

検索



こちらのQRコードから
簡単にアクセスできます。

ポジティブ・アクションに取り組む企業・両立支援に取り組む企業の皆さまの積極的なご応募をお待ちしています!

女性活躍推進法に基づく認定マーク

「えるぼし」

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な企業は申請を行うことにより、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができます。



女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク

「くるみん」「プラチナくるみん」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。



次世代認定マーク
「くるみん」

特例認定マーク
「プラチナくるみん」

仕事と介護の両立支援のシンボルマーク

「トモニン」

仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業がその取組を、「両立支援のひろば」(<http://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)に登録することにより、使用できるシンボルマークです。



仕事と介護の両立支援のシンボルマーク「トモニン」

※上記の各種認定・シンボルマークを取得されていない企業でも表彰への応募は可能です。

積極的にご応募ください。

直近の過去3年間の厚生労働大臣賞受賞企業一覧

均等推進企業部門	受賞年度	受賞企業名
厚生労働大臣優良賞	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社池田泉州銀行 (大阪府) ●塩野義製薬株式会社 (大阪府) ●DHLジャパン株式会社 (東京都)
厚生労働大臣優良賞	平成27年度	該当なし
厚生労働大臣優良賞	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ●中外製薬株式会社 (東京都)
ファミリー・フレンドリー企業部門	受賞年度	受賞企業名
厚生労働大臣優良賞	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ●大和証券株式会社 (東京都) ●社会医療法人 明和会医療福祉センター (鳥取県) ●株式会社リコー (東京都)
厚生労働大臣優良賞	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ●アステラスリサーチテクノロジー株式会社 (茨城県)
厚生労働大臣優良賞	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ●有限会社COCO-LO (群馬県) ●住友生命保険相互会社 (東京都) ●東京海上日動火災保険株式会社 (東京都) ●三井住友海上火災保険株式会社 (東京都) ●プラザ工業株式会社 (愛知県) ●株式会社広島銀行 (広島県)

※直近の過去3年間には「厚生労働大臣最優良賞」受賞企業はございません。